



多重債務者 ハンドブック [ダイジェスト版]



消費者教育推進大使
山形県消費生活センターキャラクター
“ケロちゃん”

令和7年6月改訂

山形県消費生活センター

(山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課)

目 次

< 債務整理の方法 >

1 債務整理の方法と選択	1
2 任意整理	2
3 特定調停	3
4 個人版民事再生	4
5 自己破産	5

< 県内関係機関・団体の対応状況 >

1 山形県弁護士会の対応	6
2 山形県司法書士会の対応	9
3 日本司法支援センター山形地方事務所の対応	9
4 公的機関等の対応等	12
5 金融機関等の対応等	16

< その他情報 >

1 自己破産Q & A	20
-------------------	----

< 県内関係機関・団体一覧(所在地、連絡先等)>

1 市町村消費者行政担当課一覧	22
2 多重債務相談受任対応弁護士一覧	23
3 多重債務相談受任対応認定司法書士一覧	28
4 セーフティネット関係団体連絡先	30
5 金融経済教育関係連絡先	30
6 ヤミ金融取締り対応等連絡先	31
7 管内の裁判所の所在地	32

< 多重債務者用融資商品情報 >

33

< 多重債務関係相談概要等一覧 >

37

< 債務整理の方法 >

※出典：金融庁「多重債務者相談マニュアル」（平成20年3月）
金融庁・消費者庁「多重債務者相談の手引き」（平成23年8月）

1 債務整理の方法と選択

債務整理の方法としては、任意整理、特定調停、個人版民事再生、自己破産の4つの方法があり、それぞれ主な特徴は以下のとおりです。

① 任意整理（P5参照）

- 裁判所を通さずに、相談者・法律専門家（弁護士又は司法書士）と貸金業者間の交渉により、債務を整理します。
- 貸金業者が合意しない限り、債務は整理されません。

② 特定調停（P6参照）

- 裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介します。
- 法律専門家に依頼することは必須ではありません。法律専門家に依頼をしない場合には、費用は数千円程度しかかかりません。

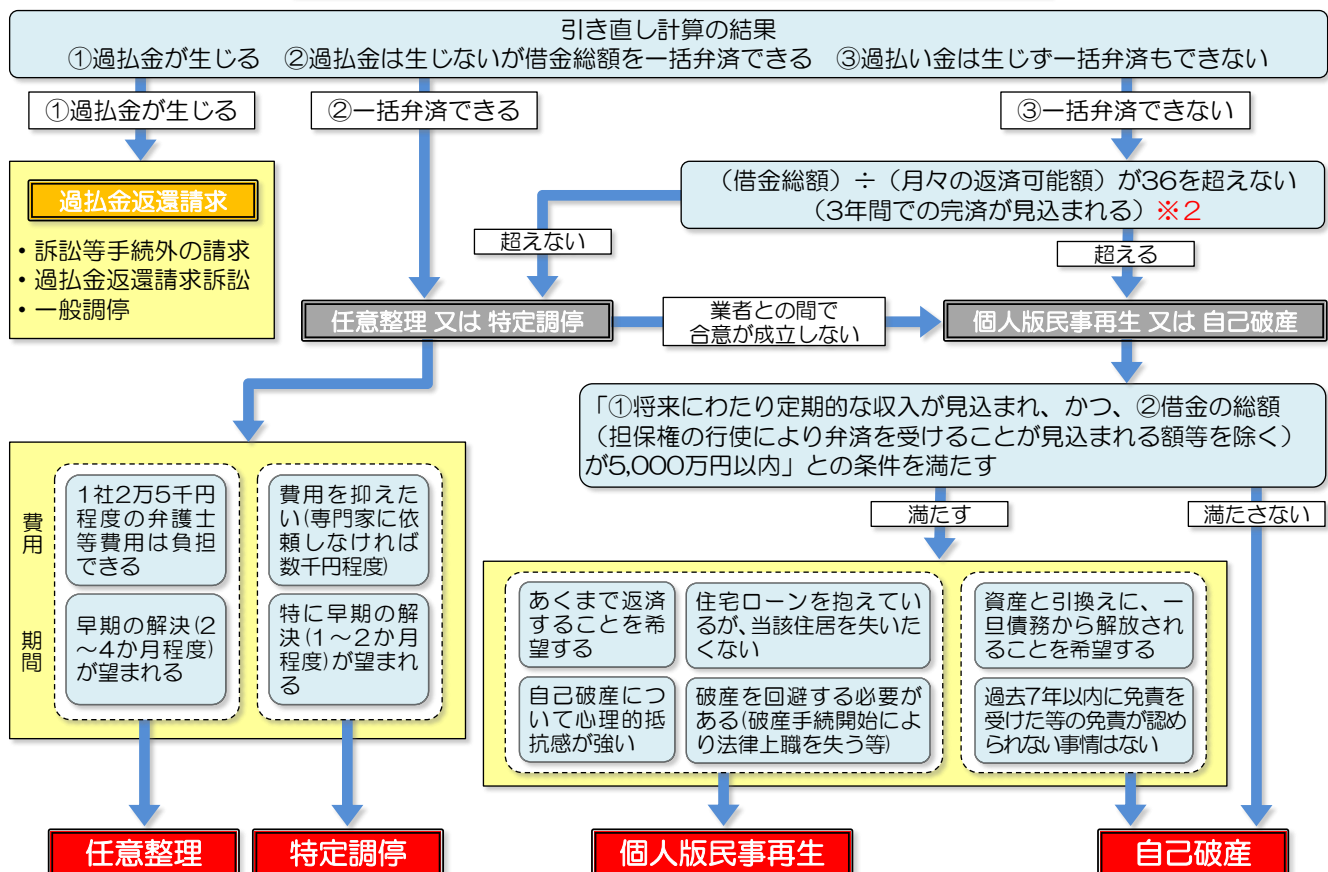
③ 個人版民事再生（P7参照）

- 裁判所の関与の下、再生計画を立て、これに沿って借金を返済していきます。再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部カットが計画されます。
- 利用できる者は、定期的な収入がある者等に限られます。

④ 自己破産（P8参照）

- 裁判所の手続きを通して、借金をゼロ（免責）にしてもらいます。
- 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産は失うこととなります。
- 過去7年以内に自己破産により免責を受けた等の事情がある場合は、免責してもらえません。

債務整理方法の選択フローチャート※1



※1 ここで紹介する判断基準は、あくまでも一つの考え方に過ぎません。法律専門家によっては、別の考えを持っている場合もあり得ます。

※2 業者によっては60回（5年）程度の分割に応じる場合があります。

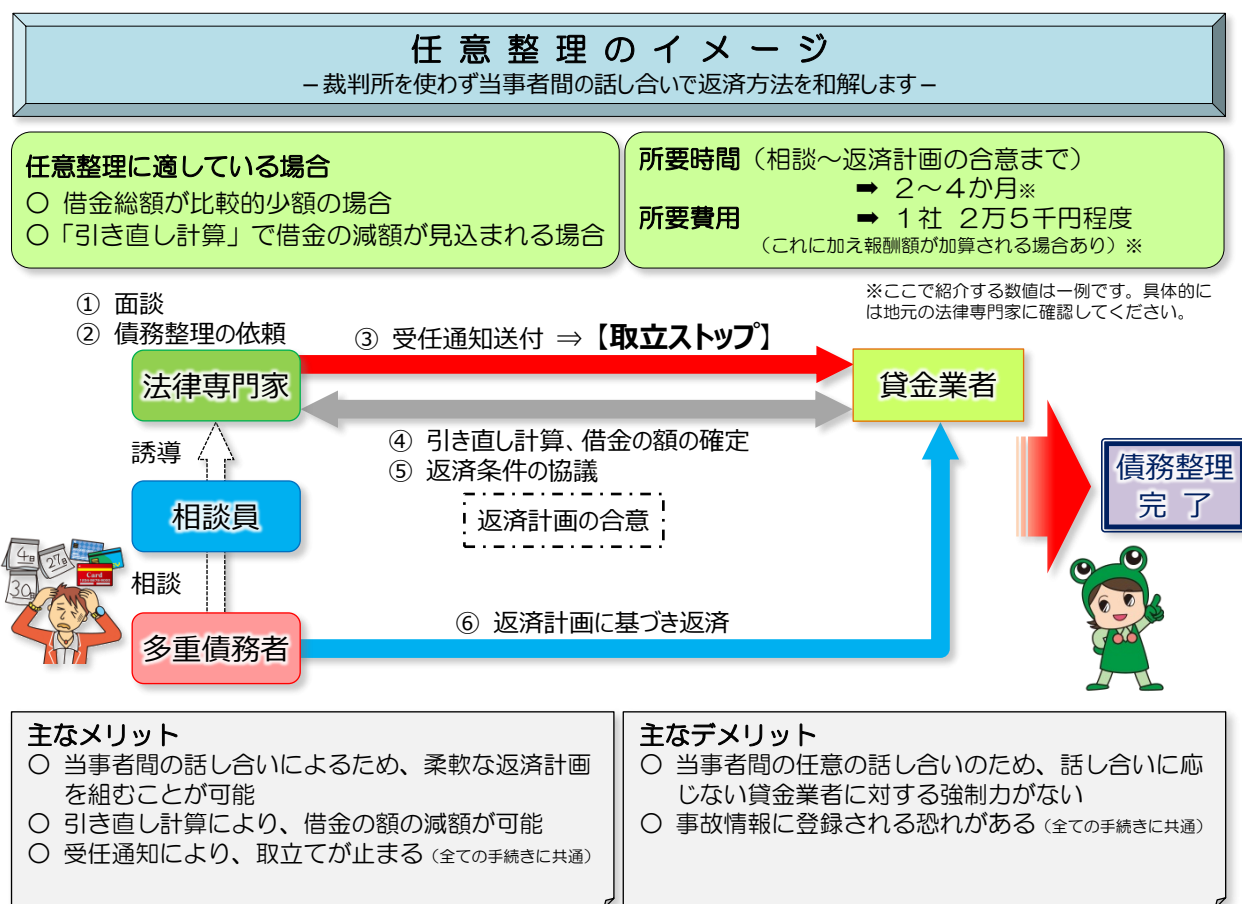
2 任意整理

「任意整理」とは、裁判所という司法の場を利用することなく、当事者同士で債務整理する方法です。

具体的には、相談者は弁護士や司法書士といった法律専門家に依頼して、貸金業者と借金の返済方法について協議してもらいます。その結果、法律専門家と貸金業者との間で、相談者にとって無理のない返済計画について合意してもらい、相談者はその合意内容によって返済を行っていくことになります。

もし借金の額がそれほど大きくなく、更に「利息制限法への引き直し」計算の結果、大幅に減額された借金を一括で返済できるお金が用意できるのであれば、一括返済することも可能です。

任意整理は、裁判外で当事者同士が話し合いで解決する手段であるため、弁護士や司法書士といった法律専門家の手を借りなくても相談者自身で解決することも不可能ではありません。ただし、その場合、相談者自身が貸金業者と話し合いをしなければならず、百戦錬磨の貸金業者を相手にすると、「利息制限法への引き直し」に応じてくれなかったり、相談者が望まないような返済計画を押しつけられたりして、結局は債務整理がうまくいかないということになりかねません。お金がないから自分で何とかしたいと思う方もいるでしょうが、このような事情から、あまりお勧めできる手段ではありません。



3 特定調停

「特定調停」とは、裁判官と裁判所が指定する調停委員で組織される調停委員会を舞台に、相談者と貸金業者が借金の返済方法について話し合い、解決策を見出していく方法です。

調停委員会というのは、裁判官と調停委員（裁判所から法律等の専門家として指定された委員）が、相談者と、関係する全ての貸金業者双方の言い分を聞いて、双方の主張を調整する場のことです。

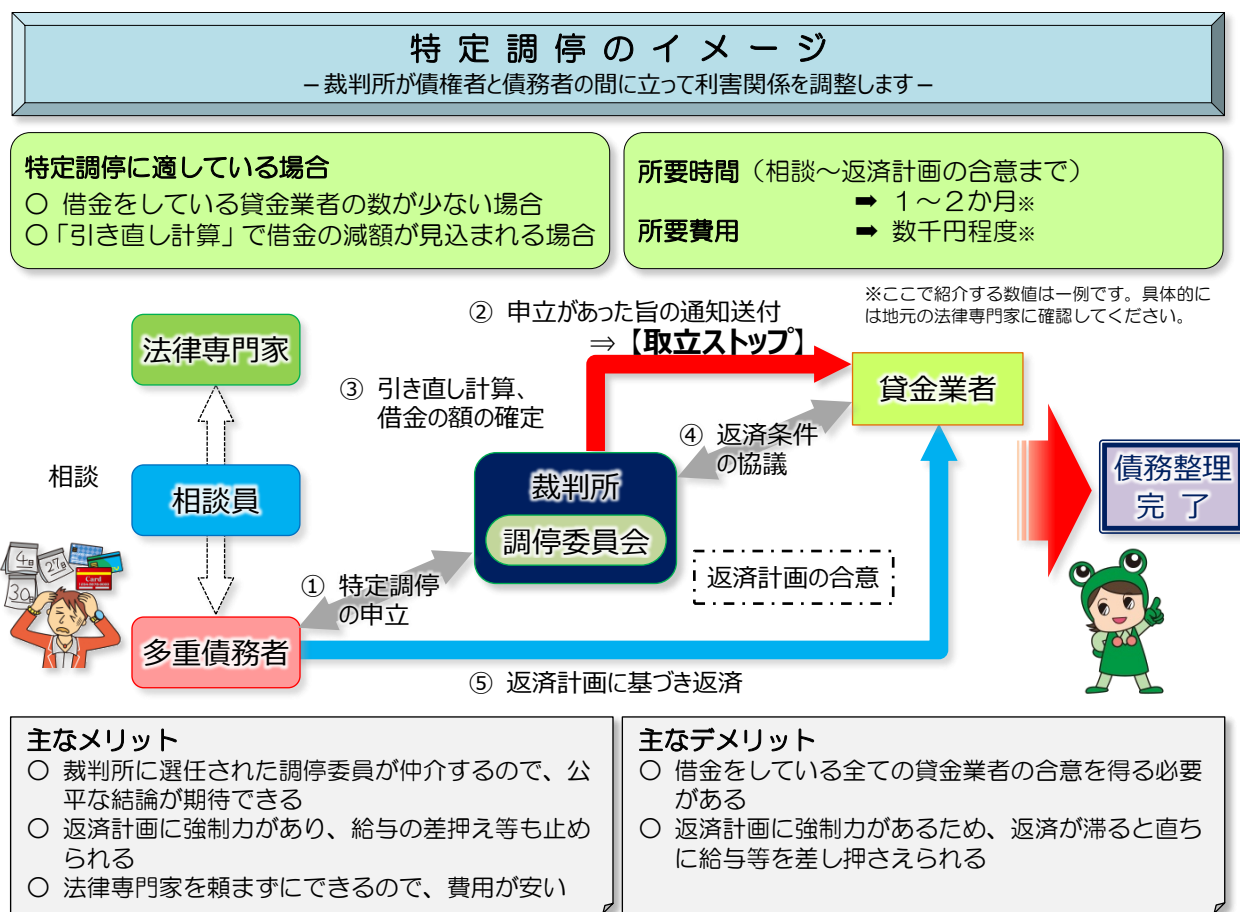
調停委員は裁判所が指定するため、公正な立場から調整を行ってくれます。このため、相談者は弁護士や司法書士などの法律専門家の手を借りなくても債務整理を行うことができます（特定調停を進めて行くには色々と手続が必要となりますので、法律専門家に手続を依頼することももちろんできます。）。

任意整理を行う際に、法律専門家の手を借りずに相談者自身で貸金業者と話し合いを行おうとすると、債務整理がうまくいなくなる可能性があります。この特定調停の場合は、公正な立場の専門家（調停委員）がいますので、一方的に貸金業者に有利な結論が出ることはありません。

このため、法律専門家に依頼する費用が用意できないといった相談者には便利な制度と言えます。

この調停委員会での話し合いにおいては、相談者の抱える借金について利息制限法への引き直しも行われますので、借金の額が減額されることが期待できます。後は、返済方法について合意した内容に沿って、相談者は借金を返済していくことになります。

※特定調停においては過払金返還請求の手続きを行うことはできません。



4 個人版民事再生

「個人版民事再生」も借金を整理する方法の一つです。「民事再生」とは、倒産の危機に瀕した中小企業などが、借金を整理して、もう一度出直す、すなわち「再生」することをスムーズに行うための制度です。

その「民事再生」という出直しのための制度を、企業ではなく個人が利用しやすいようにしたものが、「個人版民事再生」という手続です。これも特定調停と同じように裁判所を通して行う債務整理の方法です。

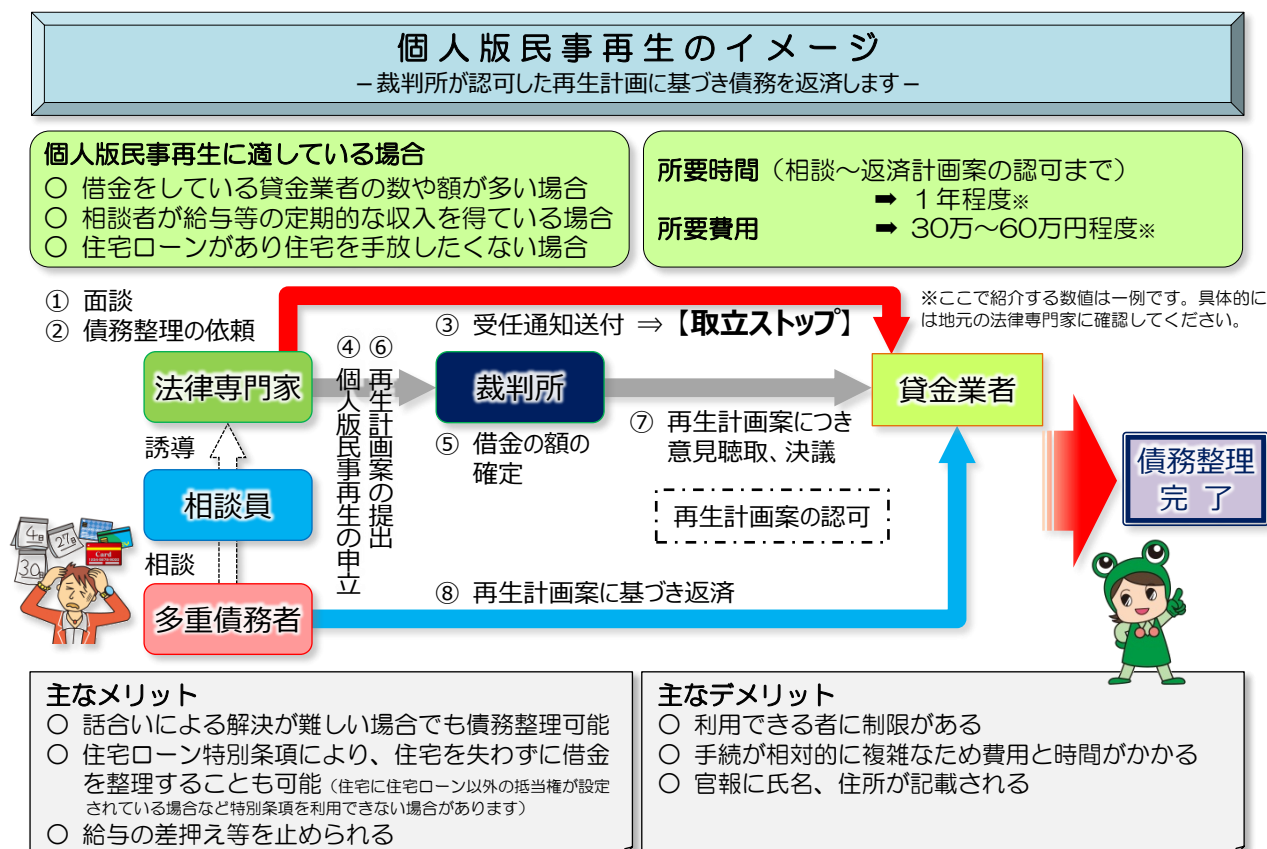
特定調停と何が違うかというと、特定調停はあくまでも「調停」という手続なので、相談者と貸金業者の合意が成立することが必要でした。どちらかが合意に反対した場合には解決しない制度です。一方で、個人版民事再生は、借金で困っている人を「再生」させるために、その再生に反対の貸金業者がいても、一定の場合に強制的に債務整理を納得させられる制度です。

心強い制度だと思われるかもしれませんが、このような強制力をもった制度だからこそ、誰でも利用できるというわけではなく、相談者が一定の条件をクリアしている必要があります。

その条件の代表的なものは「相談者が将来にわたって給料などの定期的な収入を得ることができ、一定の金額を借金の返済に充てることができる人であること」というものです。自分でお店を持っている方の場合であっても、将来的に売り上げが見込まれれば、そこから収入を得ることができるので問題ありません。

このような条件に当てはまれば、裁判所に個人版民事再生手続を申立て、収入の範囲内で返済可能な返済計画（正式には「再生計画」と言います。）の案を作り、裁判所からのお墨付きをもらったうえで、その計画に沿って借金の返済をしていくことになります。

※個人版民事再生には「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」があります。



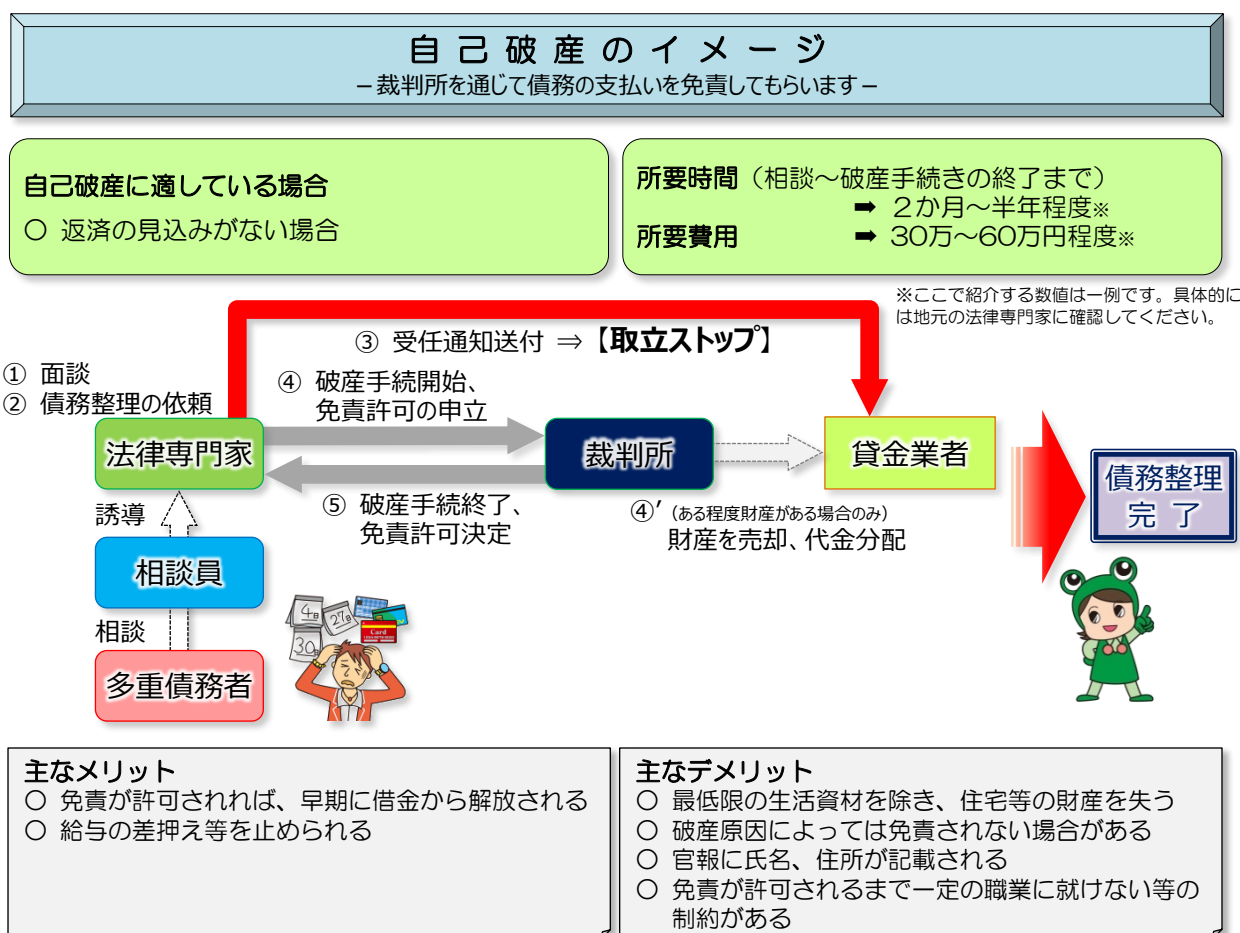
5 自己破産

「自己破産」は、借金が返済できなくなった場合に、自分の持っている資産をお金に換えて、その範囲内で借金を返して、それでも残ってしまった借金については、もう払わなくてよい（これを「免責」と言います。）、ということを裁判所に認めてもらう制度のことです。

裁判所を利用する制度なので、前述の3つの制度のうち、特定調停や個人版民事再生に近く、さらに借金の整理に反対の貸金業者に対しても半ば強制的に納得してもらうという点では個人版民事再生に近いと言えます。ただし、この自己破産は、手続が開始されると自分の持っている資産を裁判所が選任した専門家（「破産管財人」と言います。）が現金化し、債権者に分配する※という点で、個人版民事再生とは大きく異なります。一方で、個人版民事再生のように、向こう3年間（特段の事情がある場合には5年間）の再生計画に従って返済を続けなければならないというようなことはありません。持っている資産で賄いきれない分については、免責が許可されれば払わなくて良いというお墨付きを裁判所がくれるからです（破産の原因によっては免責が許可されない場合もあります。）。

もともと資産がほとんどないという方にとっては便利な制度のように見えますが、その反面、一定の制約を伴う制度になります。

※自己破産の大半は『破産管財人』が選任されない事案です。



自己破産Q&A（P20）も参照してください

< 県内関係機関・団体の対応状況 >

1 山形県弁護士会の対応

事務所：山形市七日町二丁目7番10号 NANA BEANS 8階 電話：023-622-2234

(1) 多重債務無料相談窓口の設置

- ① 県内各地に多重債務相談窓口を設けています。

山形地区：毎週月曜日～日曜日（待機制）山形地区の弁護士事務所

鶴岡地区：毎週月曜日（待機制）鶴岡地区の弁護士事務所

酒田地区：毎週金曜日（待機制）酒田地区の弁護士事務所

置賜地区：毎週火曜日（待機制）米沢地区の弁護士事務所

最上地区：随時事務所紹介

※祝祭日や年末年始・お盆期間は休み

- ② 多重債務相談の各地区登録弁護士が、その弁護士の法律事務所に担当日の午後1時30分～午後4時30分（原則）に待機（ただし、山形地区の木曜日のみ午後5時～午後8時（原則））。

- ③ 多重債務相談を希望される方は、山形法律相談センター（電話：023-635-3648）に「多重債務無料相談希望」と電話により申し込み。事務局にて法律事務所の場所及び面談時間を案内。ただし、当日の相談対応時間までに指定法律事務所に行けない場合や、既に当日の予約がいっぱいの場合には、面談日は翌日以降になる場合があります。

- ④ 相談料については、初回無料。

- ⑤ 多重債務相談であっても、一般の相談として法律相談センターで弁護士と相談することも可能。ただし、有料（1件30分につき5,000円＋消費税相当額となります）。法律扶助制度を利用した相談申込の場合は、事前に法テラスへの確認が必要。

※相談の際の留意事項

多重債務の相談の際は、債務状況の把握が必要になるので、借入先、借入時期・期間、借入金額を事前に調べて相談に行くこと。

(2) 法律相談センター（常設） ※山形県弁護士会HPより

※法律相談料は1件につき、5,000円＋消費税相当額（時間は30分程度）。

法律扶助を適用した場合は無料

※全センターとも、山形法律相談センター（電話：023-635-3648）にて予約受付（先着順）。

受付時間：月・火・木・金曜日 … 午前9時～午後5時

水曜日（夜間相談） … 午前9時～午後6時30分

※祝祭日や年末年始・お盆期間は休み

- ・山形法律相談センター（市役所前バス停下車 徒歩4分）

日時：月・火・木・金曜日 … 午後2時～午後4時 水曜日 … 午後5時～午後7時

〒990-0042 山形市七日町二丁目7番10号 NANA BEANS 8階

- ・鶴岡法律相談センター（荘内病院バス停下車 徒歩2分）

日時：毎週金曜日 午後2時～午後4時

〒997-0033 鶴岡市泉町8番57号 鶴岡市勤労者会館内

- ・酒田法律相談センター（市内循環バス 酒田勤労者福祉センター前バス停下車 徒歩1分）

日時：毎週金曜日 午後2時～午後4時

〒998-0858 酒田市緑町19番10号 酒田勤労者福祉センター内

- ・新庄法律相談センター（ＪＲ新庄駅下車 徒歩10分）
日時：毎週水曜日 午後2時～午後4時
〒996-0022 新庄市住吉町3番8号 新庄商工会議所会館内
- ・米沢法律相談センター（春日2丁目もしくは3丁目バス停下車 徒歩5分）
日時：毎週火曜日 午後3時～午後5時
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1番地の1 米沢地区勤労者福祉会館内

[法律専門家の費用について]

2004年4月1日から弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士はそれぞれ自由に料金を定められるようになりました。しかし、まったくわからない不安を解消するため、日本弁護士連合会で、弁護士全国の会員に報酬についてのアンケートをとり、その結果を日本弁護士連合会のホームページで公表しています。

なお、山形県弁護士会では、平成21年10月から山形県内24の自治体と連携して報酬の目安を設定しており、受任可能な事件で法律扶助制度の利用が可能な場合は、原則同制度を利用して受任。不可能な場合は、あらかじめ示した報酬の範囲内で受任する体制をとっています。

☆ 弁護士費用とは？

- ① 弁護士報酬
 - ・着手金・報酬金
 - ・手数料・法律相談料
 - ・日当・タイムチャージ
 - ・鑑定料・顧問料 など
- ② 実 費
 - ・収入印紙代・交通費
 - ・通信費・コピー代
 - ・保証金・供託金 など

※リーフレット「市民のための弁護士報酬ガイド」より

- 着手金・報酬金
「着手金」は、結果に成功・不成功があるときに、結果にかかわらず弁護士が手続を進めるために着手時に支払う、いわばファイトマネーです。なお、報酬金とは別で、手付ではありません。
「報酬金」は、結果の成功の程度に応じて支払う成功報酬のことです。したがって、完全に敗訴となれば、報酬金は発生しません。
- 手数料
「手数料」は、契約書作成、遺言書作成、遺言執行など、1 回程度の手続で完了するときのものです。

☆ アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安（2008年度アンケート）抜粋 ※「日本弁護士会連合会HP」より

一般調査対象人員4,041名 回答総計1,026名 回答率25.4%

A-16-1 倒産（アンケート結果版P24～P26）

消費者金融会社などの10社に対して総額400万円の負債をかかえているという会社員から債務整理の相談を受けた。

- （１）借入と返済を長いあいだ繰り返してきていたので、会社に取り引履歴の開示を求めたところ、合計200万円もの過払い金があることが判明した。そこで会社と交渉し、示談ができなかったため裁判を提起して200万円を取り戻した。（過払い金）

着手金			報酬金		
10万円前後	327名	34.3%	20万円前後	244名	25.6%
20万円前後	353名	37.1%	30万円前後	231名	24.3%
30万円前後	155名	16.3%	40万円前後	329名	34.6%
40万円前後	12名	1.3%	60万円前後	108名	11.3%
その他	105名	11.0%	その他	40名	4.2%
(合計952名)			(合計952名)		

コメント

この設例では、着手金は10万円前後から20万円前後が70%に及び、30万円を加えますとほとんどです。報酬金は20万円前後から40万円前後がほとんどであり、40万円前後が最も多いようです。

過払い金については、着手金として1件あたりの手数料を決め、報酬金は取り戻した額の1割とか2割と定めることも多いようです。ただし、消費者金融会社の資産状況が取り戻した額に影響を与えることも多いので、その点もあらかじめ弁護士に確認してください。

(2) 利息制限法による引き直し計算をしても300万円の負債が残ることが判明した。

① 個人再生手続きを申立て、3年で100万円を支払う方法の再生計画が認可されたとき（民事再生法の個人再生申立）

着手金			報酬金		
10万円前後	125名	13.5%	0円	474名	51.4%
20万円前後	238名	25.7%	10万円前後	169名	18.3%
30万円前後	439名	47.4%	20万円前後	159名	17.2%
40万円前後	113名	12.2%	30万円前後	82名	8.9%
その他	12名	1.3%	40万円前後	9名	1.0%
(合計927名)			その他	29名	3.1%
			(合計922名)		

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が2分の1を占めていますが、10万円前後から40万円前後まで幅広く請求があるようです。報酬金は0円が2分の1を占めていますが、10万円前後から20万円前後も3分の1を占めています。

個人再生手続において、再生計画が認可されたときの報酬金は実にさまざまであり、報酬金を請求する弁護士もいれば、請求しない弁護士もいます。個人再生手続の弁護士報酬についても着手金・報酬金方式とする方式だけでなく、手数料方式で考えている弁護士も多いことも示しています。また、住宅特例条項を設けるケースなど、再生計画の認可に要する労力が大きくなる事情があるときには、弁護士報酬に影響を与えることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

② 個人破産を申立て、同時廃止後に免責決定を得たとき（個人破産）

着手金			報酬金		
10万円前後	95名	9.8%	0円	635名	66.3%
20万円前後	360名	37.3%	10万円前後	130名	13.6%
30万円前後	470名	48.7%	20万円前後	115名	12.0%
40万円前後	15名	1.6%	30万円前後	36名	3.8%
その他	26名	2.7%	40万円前後	5名	0.5%
(合計966名)			その他	37名	3.9%
			(合計958名)		

コメント

この設例では、着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金は0円が3分の2を占めていますが、10万円前後から20万円前後で4分の1を占めています。

個人破産申立の報酬金は請求しない例も多くありますが、弁護士によっては免責を得たときに報酬金を請求することがあります。報酬金の有無を含めて、あらかじめ弁護士に確認してください。

2 山形県司法書士会の対応

事務所：山形市小白川町一丁目16番26号 電話：023-623-7054

(1) 法律相談

・司法書士無料相談所

日 時： 毎月第3木曜日 午後6時～午後8時

相談方法： 電話相談

相 談 料： 無料

電 話： 要予約 023-642-3434

(平日10時～12時、13時～16時 相談日の3日前までの予約が必要です。)

開催日の午後6時または午後7時の枠をご予約ください。定員10名。

ご指定のお電話番号に当会の会員が電話を差し上げ、ご相談に応じます。

相談時間は30分間です。

※簡裁訴訟代理認定司法書士が代理人として行う債務整理及びその相談は、債務者本人の得る利益が140万円以内の事案に限られます。

※裁判所に提出する書類作成業務及びその相談に関しては、金額の制限はありません。

(2) 高校生のための法律講座

目的：成人年齢引き下げや消費者被害の予防を含む法教育全般

内容：成人年齢の引き下げ、法律の基礎知識、クレジットのしくみ、消費者トラブル・悪質商法の例とその予防、インターネット・ケータイトラブルの例とその予防などについて収録作成したDVDをもとに講義

○過去3年間の実績：令和4年度：5校（うちDVD視聴のみ2校）、令和5年度：1校

※令和4年度は、上記の内容を収録したDVDを県内の高校に配付しております。

令和6年度は配布DVDを用いて視聴依頼をしており、要望があれば補足講義に司法書士が伺う体制にしています。

3 日本司法支援センター山形地方事務所(法テラス山形)の対応

事務所：山形市七日町二丁目7番10号 NANA BEANS 8階 電話：0570-078381

(1) 情報提供の説明と利用方法

情報提供とは？

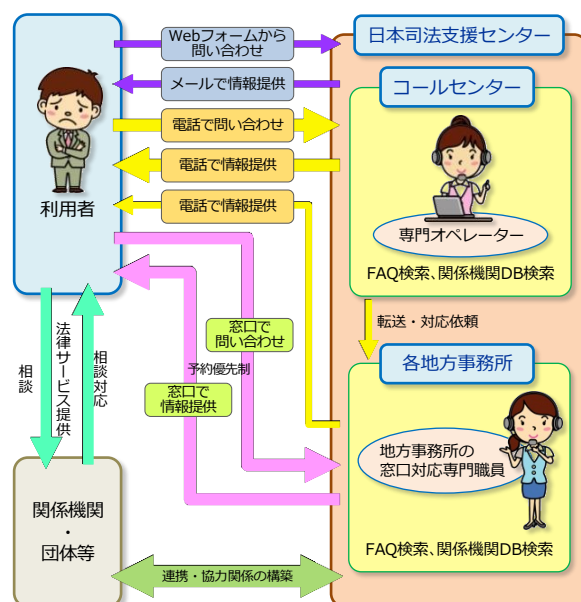
情報提供とは、利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度や相談窓口等に関する情報を提供する業務です。

なお、情報提供業務は、弁護士や司法書士等が、個々のトラブルの内容に応じて法的判断を行い、解決方法をアドバイスするという法律相談とは異なります。

利用方法

「借金がたくさんあって返済できない。」
「グレーゾーン金利とはどういうものか。」
「過払い金を請求したいが、どうしたらよい

情報提供のイメージ



か。」とお困りになったことはないでしょうか。

そのようなことでお困りのときは、迷わず法テラスにお電話ください。

また、法的トラブルかどうかわからない場合も、お気軽にお問い合わせください。

法テラスの職員が、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談窓口をご案内します。

電話対応時間

・法テラス山形 電話：0570-078381

平日：午前9時～午後5時

※ 土・日・祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業日です。

・法テラス・サポートダイヤル 電話：0570-078384

平日：午前9時～午後9時

土曜日：午前9時～午後5時

※ 日曜・祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業日です。

（2）民事法律扶助業務の説明と利用方法

【民事法律扶助とは？】

民事法律扶助とは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、弁護士費用や司法書士費用の立替えを行う制度です。

【民事法律扶助の援助の内容】

法律相談援助

弁護士・認定司法書士による無料法律相談
(同一内容3回まで)

代理援助

民事・家事事件等の手続・交渉における弁護士・司法書士費用の立替え

書類作成援助

裁判所提出書類の作成等における弁護士・司法書士費用の立替え

【利用方法】

はじめてご利用の方は、法テラス山形（0570-078381）にお問い合わせください。

経済的に余裕がなく、法律相談の必要のある方には無料法律相談（法律相談援助）を実施します。なお、刑事事件に関するものは対象になりません。

法律相談は、法テラスと契約した相談登録弁護士・司法書士の事務所でも行います。

法律相談の結果、必要な場合は、審査のうえ、弁護士・司法書士費用を立替えます。

立替えの償還（返済）額は、毎月1万円から5千円程度です。

生活保護を受給中の方には、償還猶予や償還免除の制度もあります。

【手続きの流れ】

①法律相談

代理援助や書類作成援助の申込みの方にも、まず法律相談を受けていただきます。法律相談だけで解決した方は、以下の手続には進みません。

③援助開始決定

援助開始決定を受けると、弁護士費用や司法書士等費用を立替えます。立替金については、原則として毎月分割で償還（返済）いただきます。

②審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において所定の要件を満たす必要があります。援助を申込まれた方には、

- 1) 資力を証明する書類（課税証明、非課税証明、給与明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票等）
- 2) 住民票
- 3) 関連書類

などを提出いただきます。

④事件終了

審査により、弁護士・認定司法書士の報酬金を決定します。（金額は、事件の結果により考慮されます。）

【援助の要件】

① 収入や資産が一定額以下であること

ア. 収入の基準

人 数	基 準 額
1人家族	182,000円 以下
2人家族	251,000円 以下
3人家族	272,000円 以下
4人家族	299,000円 以下

※賞与等を含む年収から、税金・社会保険料等を控除した金額を12等分したもの

※5人家族以上の場合は、家族の人数が1人増えるごとに3万円を加算する。

イ. 家賃・住宅ローンを負担している場合に加算できる限度額

人 数	加算限度額
1人家族	41,000円 以下
2人家族	53,000円 以下
3人家族	66,000円 以下
4人家族以上	71,000円 以下

※本人が収入から家計に支出している場合、上記を限度に基準額に加算できる。

ウ. 資力基準における「家族」の数え方

- ① 申込者
- ② 申込者と同居している配偶者（内縁関係を含む）
- ③ 申込者と同居し、申込者の「扶養家族」といえる者
（「扶養家族」とは、年間収入が103万円以下であること。月収74,000円（税金、社会保険料を引いて12等分）以下であることである。）

※申込者が親と同居している成人の場合、親とは独立して考える。

※申込者とその配偶者が扶養している者のみを「家族」と考える。

エ. 資力基準における「収入」とは

- 1 原則として、申込者と配偶者の手取り収入額の合計を収入とする。
- 2 扶養家族、扶養家族外から家計への繰入がある場合、その繰入額のみを収入に加算する。
- 3 家族が事件の相手方となる場合は、その収入は含めない（但し、家族の人数には含める）。

※なお、相談のみを希望される場合は、家族からの繰入を加算しない。

オ. 資産

人 数	基 準 額
1人家族	180万円 以下
2人家族	250万円 以下
3人家族	270万円 以下
4人家族以上	300万円 以下



※申込者または配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が上記以下であることが必要。

※生活のために必要な住宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方であるときの配偶者の資産は除外する。

※なお、無料法律相談のみを希望される場合は、資産を現金・預貯金のみで判断する。

② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含みます。

③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

援助を受けることが、報復的感情を満たすだけや宣伝のためなど、法律上、経済上以外の目的にむけられている場合や、権利濫用となる訴訟など、社会正義もしくは法に照らし援助するのが相当でない場合は援助不開始となります。また、援助の契約や、付された条件に同意しないときも援助できません。

法テラスの民事法律扶助制度を利用する場合

法律専門家の費用は？

○ 弁護士費用の着手金・実費の実例

代理援助

（弁護士に申立ての代理を依頼する場合）債権者10名までの自己破産申立て⇒155,000円

書類作成援助

（自分で申し立てる場合）自己破産申立書等作成⇒105,000円

※予納金は原則ご本人負担です。また、以上の費用とは別に事件の状況や結果に応じて追加費用・報酬が必要となる場合があります。

4 公的機関等の対応等

（1）財務省東北財務局山形財務事務所

山形財務事務所では、貸金業者（財務局登録）への指導監督や貸金業に係る苦情・相談業務を行っております。

○ 山形財務事務所理財課 電話：023-641-5178

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

また、多重債務相談窓口を設置し、専門相談員が随時相談対応を実施しているほか、金融情報の提供や助言・サポートなど関係機関と連携して多重債務の解決に努めております。

○ 多重債務相談専用電話 電話：023-641-5201

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後0時
午後1時～午後4時30分

（2）山形県消費生活センター（最上、置賜、庄内の各消費生活センターも同様）

多重債務で借金の返済が困難になってしまった場合は、債務整理について説明しています。

債務整理の方法は、①任意整理、②特定調停、③個人再生、④自己破産があり、どの方法が適しているかは、収入や住宅・土地などの財産の状況を考慮して判断することになります。

債務整理を行う場合、利息制限法による「引き直し計算」のうえ債務額を確定するため、サラ金業者の請求額が法律上の請求額ではありません。

債務整理を行うと、個人信用情報機関に5年～7年間「ブラック情報」として登録されるので、新たな借入れはできない場合が多くなります。

「個人再生」や「自己破産」を行うと、官報に住所や氏名などが掲載されるため、いわゆる「ヤミ金」から融資勧誘のダイレクトメールが送りつけられることがあります。実在する会社名を名乗るヤミ金もありますから注意が必要です。

多重債務で債務整理を行った場合、整理後の「生活再建」が最も重要であり、家計管理を徹底する必要があります。

債務整理の具体的な手続きは、(相談者が自ら行う場合を除き) 県弁護士会の多重債務相談窓口(電話023-635-3648、初回の相談は無料)を紹介しています。

また、月1回の無料法律相談の際も受け付けています。(予約制)

相談専用電話

- 山形県消費生活センター 023-624-0999 (山形県庁内)
- 最上消費生活センター 0233-29-1370 (山形県最上総合支庁内)
- 置賜消費生活センター 0238-24-0999 (山形県置賜総合支庁内)
- 庄内消費生活センター 0235-66-5451 (山形県庄内総合支庁内)

相談受付：月曜日～金曜日(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

午前9時～午後5時

※相談は、来所又は電話、Web(ウェブフォーム)により受付しています。



Web(ウェブフォーム)二次元コード

(3) 山形市消費生活センター

消費生活相談の中で、多重債務に関する相談を受け付けております。

また、毎月第4木曜日には、多重債務に関する相談も受け付けております。

消費生活相談(多重債務相談を含む)

相談専用電話：023-647-2211

火曜日～日曜日(祝日、月曜日が祝日と重なった場合はその翌日の火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

午前9時～午後5時

※相談は、来所または電話により受付しています。

消費生活法律相談(無料・予約制)

会場：山形市消費生活センター内

毎月第4木曜日 午後2時～4時

※事前に消費生活相談を受けた方が対象で先着順とし、相談を受けられる人数に限りがあります。

(4) 米沢市生活安全課(消費生活センター)

米沢市代表電話：0238-22-5111 相談直通電話：0238-40-0525

消費生活相談の中で、多重債務に関する相談を受け付けております。

月曜日～金曜日(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

午前8時30分～午後5時

相談の概要

- 借金状況、収入等の状況確認
- 債務整理方法の紹介
- 過払い金返還請求の支援(金利引き直し計算による過払い状況の確認等)

- 金融情報の提供
- 法律専門家への引継ぎ、紹介等
- 関係部署等との連携

相談窓口のPR及び多重債務等防止のための取組み

- 広報、ホームページ等での周知
- 庁内各部署との連携
- 出前講座の実施等



(5) 鶴岡市市民課（鶴岡市役所1階）

（総合相談窓口）鶴岡市役所1階 フリーダイヤル：0120-866-294

（消費生活センター）直通電話：0235-25-2982

月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

午前9時～午後4時

(6) 酒田市まちづくり推進課（酒田市消費生活センター）

代表電話：0234-26-5726 直通電話：0234-26-5761, 26-6266

平日（月曜日～金曜日）（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

午前9時～午後4時

(7) 山形県警察本部広報相談課警察安全相談室

① 相談体制

専用回線（#9110、023-642-9110）を設け、犯罪による被害の未然防止に関する相談、その他県民の安全と平穏に関わる相談等を24時間受けています。

② ヤミ金融相談への対応

ヤミ金融等の相談については、ヤミ金融取締り担当の山形県警察本部生活環境課及び警察署（⇒P31参照）や関係機関と連携して、対応を図っています。

(8) 山形県地域包括ケア総合推進センター

（山形県健康福祉部高齢者支援課 委託先：（一社）山形県地域包括支援センター等協議会）

市町村社会福祉協議会や県弁護士会の連携・協力の下、県内各地で移動法律相談（無料）を開設し、弁護士が法律問題を抱える住民への相談支援を行います。

(9) 山形県社会福祉協議会

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の経済的自立や生活の安定を図ることを目的に、必要な資金の貸付と必要な相談支援を行います。

- ・対象世帯：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯
- ・貸付内容：総合支援資金（生活支援費／住宅入居費／一時生活再建費）、福祉資金（福祉費／緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費／就学支度費）、不動産担保型生活資金
- ・相談窓口は、お住まいの市町村社会福祉協議会となります。

(10) 山形県産業労働部商業振興・経営支援課

(貸金業関係)

商業振興・経営支援課では、貸金業者（知事登録）への指導監督のほか貸金業に関する苦情・相談を受け付けています。 電話：023-630-3266（直通）

- ・貸金業者の法令違反又は不適切な行為について苦情を受けた場合は、事実確認のうえ、業者に対し行政指導等を行っています。
- ・苦情の内容にとどまらず、相談者の借入の状況を考慮して、債務整理について説明し、具体的な手続きに関して県弁護士会等の相談窓口を紹介しています（債務整理の相談についても同様）。
- ・財務局登録業者や他の都道府県登録業者に関する苦情等については、登録先の紹介や登録先への情報提供を行っています。
- ・貸金業者における適正な業務遂行を確保するため、概ね2年に1回（苦情の多い業者は随時）立入検査を実施しています。

(11) 山形県金融広報委員会（事務局：山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課）

金融経済に関する講演会や講座を開催し、お金の使い方・大事さ、生活設計なども含めた金融経済教育を実施しています。

・学校教育における取組み

- ① 金融教育研究校の委嘱（期間：2年）による金融教育の実践（令和6年度：高校2校）
- ② 高校生や大学生に対する金融経済に関する授業・講義の実施

・一般向け消費者教育

- ① 「知るぽると生活講座」の実施
- ② 金融経済教育推進機構（J-FLEC）への講師派遣申込の支援
- ③ 金融経済や消費生活をテーマにした大規模講演会の開催
- ④ 各種パンフレット・啓発グッズの活用によるPR活動
- ⑤ 消費者月間における金融広報に関する展示
- ⑥ 「やまがた金融広報だより」発行（年1回・3月）

(12) 山形県精神保健福祉センター

山形県精神保健福祉センターでは、心の健康に関する相談に応じています。

・心の健康相談ダイヤル 電話：023-631-7060

〔土日祝日、年末年始を除く午前9時～12時、午後1時～5時〕

・心の健康インターネット相談（メール相談）

→「山形 心の健康 インターネット相談」で検索。

または、山形県精神保健福祉センターHPからアクセス。

・面談は予約制です。まずは電話で御相談ください。

山形県精神保健福祉センター 電話：023-624-1217

〔土日祝日、年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分〕

5 金融機関等の対応等

(1) 東北労働金庫

- ・生活応援運動の取り組み
 - ① 生活設計サポート ⇒ 資産形成プランの提案（役立つ商品・サービスの提供など）
 - ② 生活防衛サポート ⇒ 消費者教育の実践（多重債務に陥らないための消費者学習会の開催など）
 - ③ 生活改善サポート ⇒ 多重債務者の救済（債務の一本化、債務整理等の相談活動など）
- ・地域自治体及び司法書士と連携しクレサラネットワークを運営
- ・債務整理商品：おまとめローン、サポートローン 詳細情報はP33を参照

(2) 山形県信用金庫協会

多重債務者用融資商品一覧 詳細情報はP34を参照

- ① 山形信用金庫 「しんきんNEWフリーローン・くらしの応援隊」
- ② 米沢信用金庫 「アクティブローン」
- ③ 鶴岡信用金庫 「ふれあっとシンプルローン・しんきん夢かなえ隊」
- ④ 新庄信用金庫 「元気100倍ローン・得々ローン」

(3) 山形県信用組合協会

多重債務者用融資商品一覧 詳細情報はP35を参照

- ① 山形中央信用組合 おまとめローン
- ② 北郡信用組合 おまとめローン
- ③ 山形第一信用組合 おまとめキューピットローン

(4) 山形県銀行協会

融資商品一覧 詳細情報はP35を参照

- ① 山形銀行：＜やまぎん＞フリーローン借換コース など
- ② きらやか銀行：ゆっくり君 など
- ③ 荘内銀行：ドリームコンシェル（フリープラン） など
- ④ 七十七銀行：77フリーローン など
- ⑤ みずほ銀行：みずほ銀行多目的ローン など
- ⑥ 東邦銀行：＜東邦＞お借換えローン など

(5) 日本貸金業協会山形県支部

貸金業界の指定紛争解決機関（金融ADR）として、相談対応・苦情処理・紛争解決など中立公正な立場から支援します。

〒990-0033 山形市諏訪町一丁目1番1号 センチュリープレイス山形8階

【お問合せ先】

電話：0570-051-051

受付時間：9:00～17:00（土日祝休日・年末年始を除く）

面談：ご来訪を希望される方は、事前にご連絡ください。

【対応内容】

- ① 相談対応（無料）
 - ・一般相談

「貸金業者かどうか確認したい」「ヤミ金業者への対処法を教えてください」などの相談を受け、適切な助言を行います。

- ・債務相談

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や情報提供、他の相談機関の紹介などを行います。

- ・生活再建支援カウンセリング

「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存症（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っています。

協会ホームページ (<https://www.j-fsa.or.jp/>) に「家計やりくりチェック」などを掲載していますのでご覧ください。

- ・貸付自粛制度

ご本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により自らを自粛対象者とする旨を当協会に対して申告することにより、当協会がこれに対応する情報を個人情報情報機関（㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センター）に登録し、一定期間、当該個人情報情報機関の会員に対して提供する制度です。

貸付自粛の申告方法は、Web・郵送・来協の方法があります。登録手数料はかかりません。（郵送での申告は、申告書控えの返信用切手が必要）

- ② 苦情処理（無料）

貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の説明があった場合は苦情として受け付け、解決を図ります。必要に応じて、相手方への事実確認や業務の是正・改善のための措置を求めます。なお、苦情が解決しない場合、紛争解決手続きへの移行申立が可能となっています。

- ③ 紛争解決（有料）

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、指定紛争解決機関である本協会の紛争解決委員（弁護士）が、中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して和解による解決を図る制度です。

（6）山形県労働者福祉協議会（地区労働者福祉協議会の対応）

- 生活あんしんネットやまがた事業『生活なんでも相談』

- ・一般社団法人山形県労働者福祉協議会 電話：0120-39-6029

【相談受付時間】月曜日～金曜日（祝日等を除く）：午前10時～午後4時

- 各地区において自治体や弁護士・司法書士と連携し設立した『多重債務対策ネットワーク』連絡先は以下のとおり

- ・さかたあくみ多重債務対策ネットワーク（2008年1月設立）

飽海地区労働者福祉協議会 電話：0234-22-0321 （東北労金酒田支店内）

連合酒田飽海地域協議会 電話：0234-24-5505

・鶴岡田川地区多重債務対策ネットワーク（2009年5月設立）

田川地区労働者福祉協議会 電話：0235-22-3147 （東北労金鶴岡支店内）

・最上地区多重債務対策ネットワーク（2008年10月設立）

最上地区労働者福祉協議会 電話：0233-22-7151 （東北労金新庄支店内）

・北村山多重債務対策ネットワーク（2008年3月設立）

北村山地区労働者福祉協議会 電話：0237-55-5115 （東北労金村山支店内）

連合北西村山地域協議会 電話：0237-53-2005

・西村山多重債務対策ネットワーク（2008年5月設立）

西村山地区労働者福祉協議会 電話：0237-86-2210 （東北労金寒河江支店内）

・東南村山多重債務対策サポート（2008年5月設立）

山形地区労働者福祉協議会 電話：023-631-0511 （東北労金山形支店内）

〃 電話：023-641-1331 （東北労金山形北支店内）

天童地区労働者福祉協議会 電話：023-653-2020 （東北労金天童支店内）

上山地区労働者福祉協議会 電話：023-672-6688 （東北労金上山支店内）

・クレサラネットワーク置賜（2006年10月設立）

米沢地区労働者福祉協議会 電話：0238-23-2601 （東北労金米沢支店内）

東置賜地区労働者福祉協議会 電話：0238-40-3511 （東北労金南陽支店内）

西置賜地区労働者福祉協議会 電話：0238-84-1100 （東北労金長井支店内）

（7） 特定非営利活動法人山形さくらんぼの会

（山形クレジット・サラ金被害をなくす会）

① 事務所

山形市本町一丁目7番28号 YTプリンスビル4階 401号室

電話・FAX：023-633-9353

② 相 談

面談と電話（無料相談）：毎週火曜日午後6時～午後8時

（その他の日時は原則として留守番電話対応）

③ 会の目的

多重債務被害に遭った消費者に対し、経験者、法律・福祉・行政等の専門家、一般の市民ボランティアらが、相談・交流し、知識の共有、相互扶助、住居確保等の支援、講演・出版等の事業を協同して行い個人の総合的自立と社会の福祉の増進に寄与することを目的としています。「山形さくらんぼの会」は2008年10月12日設立、2011年4月1日NPO法人化。

④ 活動内容

- ・クレジット・サラ金・悪徳商法被害者とその家族のための専門家による相談活動
- ・法律専門家の紹介
- ・生活保護や生活福祉資金貸付申請、住居の確保維持など生計確保の支援
- ・相談者の訪問面談、支援物資提供、安否確認、医療機関の紹介などによる自殺阻止活動
- ・会員相互の交流活動、学集会の開催
- ・ウェブ・機関紙・講演会等による広報啓発活動

- ・その他関連する事業

(8) その他 市町村相談窓口での相談

お近くの市町村の消費者行政担当課の相談窓口（P22参照）においても、多重債務の相談を受け付けております。

相談の前に！

借りている金融機関から「取引履歴」を取り寄せて相談すると相談がスムーズに進みます。

なお、取り寄せた場合、自分の記憶する取引開始時期と違いがないかも確かめましょう。

改正貸金業法の概要（平成22年6月18日完全施行）

- ① 総量規制（借り過ぎ、貸し過ぎの防止）
 - ・年収の3分の1を超える額の新規借入れが出来なくなりました。
 - ・借入れの際に収入を証明する書類が基本的になりました。
- ② 上限金利の引下げ
 - ・法律の上限金利が29.2%から借入額に応じて15%～20%に引き下げられました。
 - ・100万円以上：15%，10万円以上100万円未満：18%，10万円未満：20%
- ③ 貸金業者に対する規制が厳しく
 - ・法令順守の助言、指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になりました。



消費者教育推進大使
山形県消費生活センターキャラクター
“ケロちゃん”

< その他情報 >

1 自己破産Q&A

Q 1 戸籍や住民票に自己破産したことが載りますか？

A 1 載りません。名前が載るのは市町村役場に保管されている破産者名簿で一般の人は見ることはできません。ただし、国が発行する官報に住所と名前が記載されます。

Q 2 自己破産すると選挙権がなくなりますか？

A 2 選挙権などの公民権はなりません。

Q 3 仕事は続けられますか？何か資格への影響はありますか？

A 3 破産を理由に解雇することはできません。ただし、税理士、行政書士などのいわゆる「士業」や会社の役員、生命保険募集員、損害保険代理店、警備員、自動車運転代行業、宅地建物取引主任者など（160種以上）一定の資格・職業制限（免責許可で制限解除）があります。

Q 4 自己破産をしたら、財産、持家などは全て失うのですか？

A 4 生活に欠かせない最低限の財産については、破産財団に組み込まれずに破産者が自分で管理し、自由に処分することができます。具体的には管轄の地方裁判所に確認する必要があります。

Q 5 自己破産をしたら、今住んでいる借家を出なくてはいけないのですか？

A 5 自己破産をしても、家賃を滞納していなければ、借家を出る必要はありません。
ただし、家賃を数か月に渡って滞納していれば、解約と立ち退きを求められることになります。また、手続を開始する時点で家賃の滞納が数か月に渡っている場合は、滞納家賃そのものが破産債権の対象となります。この場合、借家は出ることになります。

Q 6 自己破産をしても免責されないのはどういう場合ですか？

A 6 浪費やギャンブルなどの射幸行為によって、著しく財産を減少させたり、過大な債務を負担したりした場合や前回の免責許可決定が確定した日から7年以内に免責許可の申し立てがあった場合などには免責が許可されない事由に該当しますが、許可されない事由に該当する場合でも裁判所が事情を考慮して免責を許可すること（裁量免責）がありますので、弁護士に相談してください。

Q 7 自己破産をしても、無くならない借金がありますか？

A 7 事故や事件等の不法行為に基づく損害賠償債務や、子供に対する養育費の支払い等は、自己破産をしても免責にはなりません。

Q 8 税金や国民健康保険を滞納しているのですが？

A 8 税金や国民健康保険の支払いについても免責されませんので、自己破産をしても、支払い義務が残ります。

Q 9 過去に自己破産を経験しているのですが、2度目の自己破産をすることができますか？

A 9 前回の自己破産についての免責決定から7年間経過している場合には、自己破産することは認められますが、裁判所での審査のハードルが上がり、借金をした内容も問われることになりますので、弁護士に相談してください。

Q 10 行方不明の息子や精神的な疾患により判断力に支障がある息子の場合、息子に代わって、親が自己破産の手続きをできますか？

A 10 判断力に問題がない息子が行方不明の場合は、その息子に代わって、親が破産の手続きをすることができません。

また、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な息子の場合は、判断力の程度により対応が異なります。本人の利益を考えながら、本人を代理したり、同意を与えたりして法的に保護し、支援する制度として成年後見制度があります。障がいの程度により「後見」「保佐」「補助」に区別され、本人の住所地の家庭裁判所に申し立てて、保護者が選任されます。

「後見」の場合は、後見人が包括的な代理権を持つことになるので、後見人が自己破産の申立ての手続きを行うことになり、「保佐」「補助」の場合は、本人の判断能力が回復したときに、本人が破産申立ての手続きを行うことになります。



< 県内関係機関・団体一覧(所在地、連絡先等) >



1 市町村消費者行政担当課一覧

市町村名	所在地	電話番号	担当課・係等名
山形市	山形市城南町1-1-1	023-647-2211	市消費生活センター
米沢市	米沢市金池5-2-25	0238-40-0525	市消費生活センター
鶴岡市	鶴岡市馬場町9-25	0235-35-1194	市民課 管理係
酒田市	酒田市本町2-2-45	0234-26-5761	市消費生活センター
新庄市	新庄市沖の町10-37	0233-22-2121	市消費生活センター
寒河江市	寒河江市中央1-9-45	0237-85-1876	市消費生活センター
上山市	上山市河崎1-1-10	023-672-1111	市消費生活センター
村山市	村山市中央1-3-6	0237-55-2123	市民環境課 生活環境係
長井市	長井市栄町1-1	0238-82-8008	市消費生活センター
天童市	天童市老野森1-1-1	023-654-1111	市消費生活センター
東根市	東根市中央1-1-1	0237-42-1111	市消費生活センター
尾花沢市	尾花沢市若葉町1-2-3	0237-22-1111	市民税務課 市民生活係
南陽市	南陽市三間通436-1	0238-40-8255	市民課 生活係
山辺町	山辺町緑ヶ丘5	023-666-8911	政策推進課 協働推進係
中山町	中山町大字長崎120	023-662-2593	住民税務課 住民グループ
河北町	河北町谷地戊81	0237-73-2116	くらし応援課 生活環境・GX推進係
西川町	西川町大字海味510	0237-74-4118	町民税務課 生活環境係
朝日町	朝日町大字宮宿1115	0237-67-2113	総合産業課 商工観光係
大江町	大江町大字左沢882-1	0237-62-2187	総務課 危機管理係
大石田町	大石田町緑町1	0237-35-2111	総務課 総務グループ
金山町	金山町大字金山324-1	0233-52-2111	町民税務課 くらし安全係
最上町	最上町大字向町644	0233-43-2111	総務企画課 危機管理室
舟形町	舟形町舟形263	0233-32-2111	住民税務課 生活安全係
真室川町	真室川町大字新町124-4	0233-62-2054	町民課 住民係
大蔵村	大蔵村大字清水2528	0233-75-2111	産業振興課 商工観光係
鮭川村	鮭川村大字佐渡2003-7	0233-55-2111	住民税務課 住民生活係
戸沢村	戸沢村大字古口270	0233-72-2111	危機管理課 防災保護係
高畠町	高畠町大字高畠436	0238-52-1577	町民課 生活安全係
川西町	川西町大字上小松977-1	0238-42-6618	住民課 生活環境係
小国町	小国町大字小国小坂町2-70	0238-62-2261	町民課 町民生活担当
白鷹町	白鷹町大字荒砥甲833	0238-85-6131	町民課 くらし環境係
飯豊町	飯豊町大字椿2888	0238-87-0514	住民課 生活環境室
三川町	三川町大字横山字西田85	0235-35-7015	産業振興課 商工観光係
庄内町	庄内町余目字町132-1	0234-43-0246	環境防災課 危機管理係
遊佐町	遊佐町遊佐字舞鶴202	0234-72-4522	産業課 産業創造係

2 多重債務相談受任対応 弁護士一覧

【山形県弁護士会】 山形市七日町二丁目7番10号 NANA BEANS 8階 電話番号 023-622-2234

氏名・法人名	事 務 所	電 話
		FAX
< 山形地区 >		
菊川 明	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-19 菊川明法律事務所	023-641-7113 023-622-5728
外塚 功	〒990-0042 山形市七日町1-4-24 フリーランドビル山形6階 外塚功法律事務所	023-634-1515 023-634-1516
水上 進	〒990-0041 山形市緑町1-6-8 水上進法律事務所	023-633-1159 023-635-0761
細谷 伸夫	〒990-0047 山形市旅籠町1-14-29 細谷法律事務所	023-622-2591 023-642-8135
大江 修司	〒990-2401 山形市平清水2-5-19 大江法律事務所	023-625-9880 023-625-9881
武田 正男	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-36 第三井菱ビル105 弁護士法人 武田法律事務所	023-625-0022 023-625-0026
植田 裕	〒990-0047 山形市旅籠町1-12-53 金子ビル3階 植田法律事務所	023-631-8114 023-631-8267
遠藤 涼一	〒990-0047 山形市旅籠町3-5-1 旅籠町須藤ビル2階 遠藤法律事務所	023-624-1255 023-624-1216
五十嵐 幸弘	〒990-0825 山形市城北町1-3-17 五十嵐法律事務所	023-643-3783 023-643-3880
半田 稔	〒990-0047 山形市旅籠町1-10-25 半田稔法律事務所	023-625-4466 023-625-4470
高橋 健	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-36 第三井菱ビル2階 高橋健法律事務所	023-633-8865 023-633-8866
伊藤 三之	〒990-0057 山形市宮町5-12-21 伊藤三之法律事務所	023-633-7860 023-633-7160
山上 朗	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-36 第三井菱ビル204 弁護士 山上朗法律事務所	023-634-2711 023-634-2697
村山 永	〒990-0047 山形市旅籠町1-17-22 村山永法律事務所	023-625-3400 023-625-3401
峯田 典明	〒990-0047 山形市旅籠町3-3-42 山川ビル3階 峯田典明法律事務所	023-626-5056 023-626-5057
安孫子 英彦	〒990-0047 山形市旅籠町3-3-2 THビル2階 安孫子総合法律事務所	023-622-3629 023-622-3638
山川 孝	〒990-0042 山形市七日町1-4-18 トラッドセブン3B 山川孝法律事務所	023-624-7755 023-624-7756
安孫子 俊彦	〒990-0047 山形市旅籠町3-3-2 THビル2階 安孫子総合法律事務所	023-622-3629 023-622-3638

阿部 定治	〒990-0047 山形市旅籠町3-5-3 阿部総合法律事務所	023-615-6785 023-615-6786
田中 暁	〒990-0055 山形市相生町5-25 弁護士法人 あかつき法律事務所	023-632-2070 023-642-4639
粕谷 真生	〒990-0832 山形市城西町4-14-35 城西町法律事務所	023-664-2851 023-664-2852
金山 裕之	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-4 霞城東法律事務所	023-625-2681 023-625-2682
伊藤 陽介	〒990-0042 山形市七日町1-4-18 トラッドセブン3E 浜田・伊藤法律事務所	023-624-3880 023-622-0695
手塚 孝樹	〒990-0043 山形市本町1-4-27 セントラル山形ビル705号 弁護士法人 手塚橋本法律事務所	023-625-0315 023-625-0316
向田 敏	〒990-0047 山形市旅籠町3-3-42 山川ビル2階 むかいだ法律事務所	023-666-6840 023-666-6841
宇野 和娘	〒990-0042 山形市七日町5-4-32 宇野和娘法律事務所	023-674-8401 023-674-8402
青柳 紀子	〒990-0825 山形市城北町1-3-17 五十嵐法律事務所	023-643-3783 023-643-3880
古城 博道	〒990-0047 山形市旅籠町3-5-30 酒井ビル2階 古城博道法律事務所	023-664-3587 023-664-3588
土田 文子	〒990-0055 山形市相生町5-25 弁護士法人 あかつき法律事務所	023-632-2070 023-642-4639
細江 大樹	〒990-0031 山形市十日町3-2-3 樹水の森法律事務所	023-666-8316 023-616-3600
武田 朋泰	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-36 第三井菱ビル105 弁護士法人 武田法律事務所	023-625-0022 023-625-0026
柴田 直人	〒990-0043 山形市本町1-3-14 ラサール本町2階東 柴田法律事務所	023-664-1770 023-664-1771
山口 紗世子	〒990-2492 山形市鉄砲町2-7-36-1 山口法律事務所	023-664-2222 023-664-2223
及川 善大	〒990-0042 山形市七日町2-1-6 イイナス南B-304 及川法律事務所	023-664-0465 023-606-5430
浦野 修平	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 5階 浦野法律事務所	050-3594-5454 023-606-5454
石垣 肇之	〒990-0031 山形市十日町1-1-35 リモージュ21ビル8階 石垣法律事務所	023-664-0606 023-664-0608
渡部 洋江	〒990-0043 山形市本町1-4-27 セントラル山形ビル705号 弁護士法人 手塚橋本法律事務所	023-625-0315 023-625-0316
横山 由秀	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-36 第三井菱ビル105 弁護士法人 武田法律事務所	023-625-0022 023-625-0026
阿部 則裕	〒990-0042 山形市七日町3-2-31 2階 阿部則裕法律事務所	023-665-4278 023-665-4278

須藤 雅人	〒990-2313 山形市大字松原字下川原339-39 須藤法律事務所	023-674-8555 023-674-8838
黒金 一	〒990-0047 山形市旅籠町3-5-1 旅籠町須藤ビル2階 遠藤法律事務所	023-624-1255 023-624-1216
遠藤 直樹	〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ4階 遠藤直樹法律事務所	023-674-8271 023-674-8272
菅原 謙	〒990-0047 山形市旅籠町1-14-29 細谷法律事務所	023-622-2591 023-642-8135
及川 俊和	〒990-0043 山形市本町2-4-15 archs senzoku-ya 3階 山形本町法律事務所	023-664-3117 023-664-3118
渡邊 大輔	〒990-0044 山形市木の実町11-13 三浦ビル 渡邊大輔法律事務所	023-623-0855 023-687-1030
森本 健一	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-19 菊川明法律事務所	023-641-7113 023-622-5728
本間 佳子	〒990-0042 山形市七日町4-13-32 エルグランド七日町西号室 本間法律事務所	023-616-7400 023-616-7401
工藤 剛	〒990-0055 山形市相生町6-42 倉岡法律事務所	023-623-7671 023-666-3676
菅原 正史	〒994-0034 天童市本町1-4-35 新月堂ビルフロムワン3階F店 舗 天童法律事務所	023-654-7701 023-654-7702
外塚 蘭	〒990-0042 山形市七日町1-4-24 フリーランドビル山形6階 外塚功法律事務所	023-634-1515 023-634-1516
栗野 和之	〒990-0833 山形市春日町1-28 栗野法律事務所	023-666-8520 023-666-8525
鹿野 純	〒990-0057 山形市宮町5-12-21 伊藤三之法律事務所	023-633-7860 023-633-7160
佐藤 信悟	〒990-0055 山形市相生町5-25 弁護士法人 あかつき法律事務所	023-632-2070 023-642-4639
五十嵐 憲太郎	〒990-0825 山形市城北町1-3-17 五十嵐法律事務所	023-643-3783 023-642-3880
岩村 幸姫	〒990-0043 山形市本町1-4-27 セントラル山形ビル705号 弁護士法人 手塚橋本法律事務所	023-625-0315 023-625-0316
阿部 凌大	〒990-0047 山形市旅籠町3-5-3 阿部総合法律事務所	023-615-6785 023-615-6786
平野 敬祐	〒990-0042 山形市七日町1-2-36 CROSS七日町206号室 法律事務所 灯	023-679-5655 023-606-5441
< 米沢地区 >		
高橋 敬一	〒992-0045 米沢市中央4-3-17 高橋敬一法律事務所	0238-21-2385 0238-23-4659
荒井 賢二	〒992-0031 米沢市大町5-1-25 美咲法律事務所	0238-49-8810 0238-49-8811

長岡 克典	〒992-0045 米沢市中央4-1-10 イマムラビル2階 長岡克典法律事務所	0238-40-0456 0238-40-0457
遠藤 正紀	〒992-0012 米沢市金池5-13-3 KRビル金池401 米沢舞鶴法律事務所	0238-40-0571 0238-40-0572
神原 祐哉	〒992-0053 米沢市松が岬2-1-66 神原法律事務所	0238-40-1225 0238-40-1226
阿部 哲	〒992-0012 米沢市金池8-2-2 鶴巻ビル 阿部法律事務所	0238-26-1433 0238-26-1431
八木澤 陽	〒992-0045 米沢市中央4-1-10 イマムラビル3階 米沢法律事務所	0238-37-8076 0238-21-8075
東海林 寛子	〒992-0026 米沢市東3-9-20 野辺テナント1階 べに花法律事務所	0238-20-4347 0238-20-5102
佐藤 実能	〒992-0045 米沢市中央5-1-1 大東ビル2階西 桜ノ法律事務所	0238-27-9270 0238-27-9271
小平 陽介	〒992-0011 米沢市中田町1980 小平法律事務所	0238-40-1451 0238-40-1452
< 鶴岡地区 >		
池田 徳博	〒997-0034 鶴岡市本町3-2-3 池田法律税務事務所	0235-25-8810 0235-25-8811
脇山 拓	〒997-0021 鶴岡市宝町2-15 わきやま法律事務所	0235-24-2543 0235-24-5109
日詰 直史	〒997-0862 鶴岡市ほなみ町1-1 ナエズサトウテナント2-A 日詰法律事務所	0235-33-9800 0235-33-9801
犬塚 晴夫	〒997-0046 鶴岡市みどり町3-17 いぬづか法律事務所	0235-64-0721 0235-64-0722
加藤 静香	〒997-0035 鶴岡市馬場町8-13 鶴岡商工会議所会館4階 静香法律事務所	0235-64-0407 0235-64-0408
後藤 学	〒997-0034 鶴岡市本町3-2-3 池田法律税務事務所	0235-25-8810 0235-25-8811
渡辺 麻里	〒997-0862 鶴岡市ほなみ町1-1 ナエズサトウテナント2-A 日詰法律事務所	0235-33-9800 0235-33-9801
< 酒田地区 >		
加藤 栄	〒998-0062 酒田市北新町1-6-1 加藤法律事務所	0234-22-3189 0234-23-8163
新井野 裕司	〒998-0843 酒田市千石町1-8-15 新井野法律事務所	0234-23-8001 0234-23-8002
藤井 正寿	〒998-0013 酒田市東泉町4-12-8 藤井正寿法律事務所	0234-28-9110 0234-28-9112
渡辺 倫子	〒998-0033 酒田市中心東町3-24 海野・わたなべ法律事務所	0234-26-0858 0234-26-0958
尾形 稔	〒998-0853 酒田市みずほ2-20-6 山銀みずほビル3階E おがた法律事務所	0234-43-8805 0234-43-8806

東海林 正樹	〒998-0864 酒田市新橋1-4-6 東海林法律事務所	0234-43-6590 0234-43-6591
仲野 純一	〒998-0862 酒田市曙町1-2-5 モア・ステージ10D 仲野法律事務所	0234-43-1681 0234-43-1682
薬丸 有希子	〒998-0853 酒田市みずほ2-20-6 山銀みずほビル3階E おがた法律事務所	0234-43-8805 0234-43-8806
新井野 直樹	〒998-0843 酒田市千石町1-8-15 新井野法律事務所	0234-23-8001 0234-23-8002
< 新庄地区 >		
橋本 一馬	〒996-0023 新庄市沖の町4-36 弁護士法人 手塚橋本法律事務所 新庄事務所	0233-32-0145 0233-32-0146
武田 芳人	〒996-0022 新庄市住吉町8-15 ロイヤルガーデン401 弁護士法人 リーガルスピリット 新庄法律事務所	0233-32-0461 0233-32-0462
渡邊 泰孝	〒996-0024 新庄市多門町2-7 ネバーランドビル2階 新庄ひまわり基金法律事務所	0233-28-7062 0233-23-3345
新田 裕一郎	〒996-0022 新庄市住吉町3-12 新田法律事務所	0233-29-9378 0233-29-9379
< 弁護士法人 山形地区 >		
弁護士法人 武田法律事務所	〒990-0047 山形市旅籠町2-1-36 第三井菱ビル105	023-625-0022 023-625-0026
弁護士法人 あかつき法律事務所	〒990-0055 山形市相生町5-25	023-632-2070 023-642-4639
弁護士法人 手塚橋本法律事務所	〒990-0043 山形市本町1-4-27 セントラル山形ビル705号	023-625-0315 023-625-0316
< 弁護士法人 新庄地区 >		
弁護士法人 手塚橋本法律事務所 新庄事務所	〒996-0023 新庄市沖の町4-36	0233-32-0145 0233-32-0146
弁護士法人 リーガルスピリット 新庄法律事務所	〒996-0022 新庄市住吉町8-15 ロイヤルガーデン401	0233-32-0461 0233-32-0462

3 多重債務相談受任対応 認定司法書士一覧

【山形県司法書士会】 山形市小白川町一丁目16番26号 電話番号 023-623-7054

会 員 名 (登録番号)	事 務 所	電話番号	FAX番号
233 東海林 健登	山形市相生町3番4号	023-641-1102	023-641-9512
249 菅野 雅弘	山形市相生町7番58号	023-631-4610	023-625-8982
257 高橋 千幸	山形市東原町三丁目9番6号	023-624-2810	023-624-2856
259 河野 昭彦	山形市小白川町四丁目3番29号	023-631-6891	023-626-7110
268 滝口 順一	天童市老野森一丁目3番35号	023-654-8322	023-654-8321
320 峯田 文雄	山形市七日町一丁目4番23号 マウンテンビル4F	023-635-4255	023-635-4268
341 奥山 雅士	山形市松見町5番3号	023-626-4020	023-626-4021
360 高橋 浩昭	天童市柏木町二丁目9番16号	023-656-8156	023-656-8158
373 中野 徹	山形市緑町二丁目1番6号	023-615-2211	023-615-2210
384 佐藤 剛	山形市小立四丁目16番2号	023-673-0611	023-673-0612
390 石沢 光康	山形市城西町四丁目20番31号 船山ビル中央2階西	023-666-6540	023-666-6541
391 加藤 臣和	山形市旅籠町一丁目1番14号301号室	023-615-8090	023-615-8091
406 関 大輔	天童市東久野本一丁目1番15号 2階2号	023-664-3146	023-664-3147
409 三浦 康友	山形市木の実町9番52号 101木の実マンション	023-664-3441	023-664-3442
414 遠藤 和法	山形市鈴川町三丁目4番21号 タケシンビルT-5	023-673-9156	023-673-9157
419 須貝 洵	山形市五十鈴一丁目3番30号 フローレンス五十鈴ビル302号室	023-674-9359	023-606-5974
424 渡邊 寛	山形市木の実町11番13号 三浦ビル	023-624-9710	023-624-9735
425 渡邊 大輔	山形市木の実町11番13号 三浦ビル	023-624-9710	023-624-9735
428 中田 愛	山形市東原町三丁目9番6号	023-624-2810	023-624-2856
234 鈴木 喜左夫	尾花沢市新町一丁目3番26号	0237-22-0640	0237-22-0641
288 清野 基彦	東根市中央西1番45号	0237-43-3962	0237-43-3912
330 神尾 健悦	東根市本丸南一丁目14番25号	0237-43-5519	0237-43-5559
342 小松 修	村山市駅西22番70号	0237-52-3036	0237-52-3037

222 山内 貞範	寒河江市元町二丁目14番地の6	0237-86-7575	0237-86-7587
246 鈴木 光行	寒河江市六供町一丁目1番31号	0237-86-1205	0237-86-1665
248 小関 和之	西村山郡河北町谷地中央三丁目12番地の9	0237-73-4885	0237-73-4737
273 宮地 真司	西村山郡河北町谷地甲170番地の5	0237-72-3419	0237-73-3595
357 伊藤 健太郎	寒河江市本町三丁目7番16号	0237-86-5972	0237-86-9833
420 清水 一磨	寒河江市元町二丁目11番地6	0237-85-4881	0237-85-4881
203 後藤 洋治	新庄市桧町16番地5	0233-23-8513	0233-23-8542
212 早坂 幸久	新庄市桧町11番地2	0233-22-0728	0233-22-2331
310 大場 隆司	新庄市万場町3番15号	0233-23-5694	0233-23-5690
329 前島 登志広	新庄市沖の町1番17号	0233-22-1588	0233-22-1586
358 早坂 智佳子	新庄市桧町11番地2	0233-22-0728	0233-22-2331
404 柴田 慶一	新庄市沖の町4番31号 米山ビルB	090-2166-8449	050-3146-1815
140 菅野 行雄	東置賜郡高畠町大字高畠520番地1	0238-52-4133	0238-52-4858
207 柳澤 昭	米沢市花沢町一丁目9番89-5号	0238-22-8896	0238-22-8905
243 猪口 春生	米沢市通町五丁目1番22号	0238-21-3245	0238-21-7878
295 高橋 秀一	東置賜郡高畠町大字相森81番地8	0238-52-3400	0238-52-0633
328 高橋 輝	米沢市大町三丁目2番34号 芳賀ビル2階	0238-24-1831	0238-24-1832
339 竹田 学	南陽市長岡551-8	0238-50-1007	0238-50-1008
343 那須 修	長井市館町南9番72-16号	0238-83-2600	0238-83-2606
364 梅津 悠子	長井市本町二丁目11番41号	0238-84-1734	0238-88-3398
383 小関 弾	長井市九野本802番地	0238-84-1592	0238-84-1471
389 鹿俣 貴裕	米沢市金池一丁目5番33号	0238-23-1841	0238-24-3939
396 樋口 泰栄	長井市四ツ谷二丁目1番29号	0238-84-6232	0238-84-5191
403 本田 哲郎	南陽市櫛塚1622番地の5 お茶の一茶園テナントビル 2F東	0238-40-8170	0238-40-8180
407 阿部 哲	米沢市金池八丁目2番2号 鶴巻ビル	0238-26-1433	0238-26-1431

413 小形 憲治	米沢市駅前二丁目8番11号	0238-21-0682	0238-21-0689
349 加藤 吉晴	鶴岡市新海町18番20号	0235-23-2674	0235-23-2630
397 市川 裕之	鶴岡市新形町10番3号	0235-64-0533	0235-64-0522
150 佐藤 完司	酒田市日吉町二丁目5番8号	0234-22-2686	0234-22-2684
201 高橋 克弘	東田川郡庄内町余目字猿田43番地7	0234-43-4000	0234-42-0345
308 齋藤 慎太郎	東田川郡庄内町余目字滑石3番地24	0234-42-2324	0234-42-2324
316 小松 豊	酒田市新橋二丁目23番地の1	0234-24-5250	0234-24-5251
372 佐藤 咲	酒田市東大町三丁目26番地の43	0234-28-9303	0234-28-9304

4 セーフティネット関係団体連絡先（山形県多重債務者対策協議会メンバー）

- 一般社団法人山形県銀行協会：山形市東原町三丁目9番2号 023-631-3655
- 山形県信用金庫協会：鶴岡市馬場町1番14号 鶴岡信用金庫内 0235-26-7183
- 山形県信用組合協会：村山市楯岡晦日町1番8号 北郡信用組合内 0237-52-3362
- 東北労働金庫山形県本部：山形市木の実町12番37号 023-632-6220
- ㈱日本政策金融公庫山形支店中小企業事業：山形市七日町三丁目1番9号 023-641-7941
- ㈱日本政策金融公庫山形支店国民生活事業：山形市七日町三丁目1番9号 023-642-1331

5 金融経済教育関係連絡先（山形県多重債務者対策協議会メンバー）

- 山形県総務部高等教育政策・学事文書課：023-630-2670（私学担当）
- 山形県教育局生涯教育・学習振興課：023-630-2877（生涯学習・社会教育担当）
- 山形県教育局義務教育課：023-630-3054（金融教育担当指導主事）
- 山形県教育局特別支援教育課：023-630-2867（担当指導主事）
- 山形県教育局高校教育課：023-630-3165（消費者教育担当指導主事）
- 山形県金融広報委員会事務局：023-630-3237（山形県消費生活・地域安全課）

6 ヤミ金融取締り対応等連絡先

警察署名	所在地	電話番号(代表)	担当課
山形県警察本部	〒990-8577 山形市松波二丁目8番1号	023-626-0110	生活環境課
山形警察署	〒990-2412 山形市松山一丁目1番23号	023-627-0110	生活安全課
上山警察署	〒999-3134 上山市矢来三丁目7番50号	023-677-0110	生活安全課
天童警察署	〒994-0014 天童市糠塚二丁目4番1号	023-651-0110	生活安全課
寒河江警察署	〒991-0003 寒河江市大字西根字上川原228番地1	0237-83-0110	生活安全課
村山警察署	〒995-0035 村山市中央一丁目2番5号	0237-52-0110	生活安全課
尾花沢警察署	〒999-4229 尾花沢市横町二丁目4番1号	0237-24-0110	刑事生活安全課
新庄警察署	〒996-0051 新庄市大字松本822番地	0233-22-0110	生活安全課
庄内警察署	〒999-7781 東田川郡庄内町余目字滑石8番地1	0234-45-0110	刑事生活安全課
酒田警察署	〒998-0011 酒田市上安町一丁目1番地の1	0234-23-0110	生活安全課
鶴岡警察署	〒997-0013 鶴岡市道形町20番40号	0235-28-0110	生活安全課
長井警察署	〒993-0014 長井市小出3743-3	0238-84-0110	生活安全課
小国警察署	〒999-1363 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49番地	0238-62-0110	刑事生活安全課
南陽警察署	〒999-2221 南陽市櫛塚1618番地	0238-50-0110	生活安全課
米沢警察署	〒992-0051 米沢市城北二丁目3番19号	0238-26-0110	生活安全課

※悪質商法相談電話 023-642-4477 (山形県警察本部生活環境課)



7 管内の裁判所の所在地

裁判所名	所 在 地	電話番号
山形地方裁判所	〒990-8531 山形県山形市旅籠町2-4-22	代表 023-623-9511
山形簡易裁判所	(J R 山形駅東口から寒河江方面又は天童方面行きバス乗車、山形市役所前停留所下車、徒歩1分)	
山形地方裁判所 新庄支部	〒996-0022 山形県新庄市住吉町4-27	代表 0233-22-0265
新庄簡易裁判所	(J R 新庄駅から泉田経由金山方面行きバス乗車、北本町停留所下車、徒歩1分)	
山形地方裁判所 米沢支部	〒992-0045 山形県米沢市中央4-9-15	代表 0238-22-2165
米沢簡易裁判所	(J R 米沢駅から市営バス(循環左回り又は万世、市役所線) 乗車、皇大神社前下車、徒歩7分)	
山形地方裁判所 鶴岡支部	〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町5-23	代表 0235-23-6666
鶴岡簡易裁判所	(JR鶴岡駅から鶴岡駅前③のりば(市内循環Aコース左回り、Bコース右回り、Cコース右回り)、②のりば(湯野浜温泉行き)、①のりば(あつみ温泉行き) 乗車。市内循環Aコースは市役所東停留所下車、その他は鶴岡市役所前停留所下車。徒歩3分。)	
山形地方裁判所 酒田支部	〒998-0037 山形県酒田市日吉町1-5-27	代表 0234-23-1234
酒田簡易裁判所	(J R 酒田駅下車、酒田駅前①のりばから、鶴岡酒田線イオンモール三川又は鶴岡方面行きバス、又は、酒田駅大学線日本海総合病院方面行きバス乗車、寿町停留所下車、徒歩5分)	
赤湯簡易裁判所	〒999-2211 山形県南陽市赤湯316	代表 0238-43-2217
	(J R 赤湯駅から徒歩20分。バスの運行はありません)	
長井簡易裁判所	〒993-0015 山形県長井市四ツ谷1-7-20	代表 0238-88-2073
	(山形鉄道フラワー長井線南長井駅下車、徒歩5分。山形交通バス利用の場合、山形長井線又は荒砥長井線の長井市役所・長井駅前バス停下車、徒歩17分)	

< 多重債務者用融資商品情報 >

【東北労働金庫】

詳しくはフリーダイヤル、または最寄りの東北労働金庫各支店にお問合せください。

店頭に説明書をご用意しています。

フリーダイヤル：0120-1919-62（受付時間：平日午前9時～午後5時）

支店情報：東北労働金庫ホームページ（<https://www.tohoku-rokin.or.jp>）

2025年6月1日現在

	おまとめローン	サポートローン	
		負債整理融資	負債整理有担保融資
お申込みいただける方	団体会員の方※ その他の要件はお問い合わせください。	・団体会員の方※ ・団体会員以外の一般の方 その他の要件はお問い合わせください。	・団体会員の方※ ・団体会員以外の一般の方 その他の要件はお問い合わせください。
ご融資金額	最高500万円	最高500万円	最高5,000万円 （ただし、住宅ローン以外のローン債務の整理・借換は最高2,000万円）
ご融資期間	最長10年	最長10年	固定金利 最長25年 変動金利 最長35年 （ただし、住宅ローンを含まない債務整理・借換の場合は、固定・変動ともに最長20年）
ご融資金利	固定金利 年5.400%	固定金利 年8.900%	固定金利 年8.025% 変動金利 年6.000%
保証料	不要	不要	年0.100%～0.300% （団体会員の方は不要）
保証機関	当金庫指定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。		
保証人	原則不要	1名以上の個人連帯保証人が必要となります。 保証人の資格等について、詳細はお問い合わせください。	同居家族以外の1名以上の個人連帯保証人が必要となります。 担保提供者の方には、物上保証人または連帯保証人となっていただきます。 保証人の資格等について、詳細はお問い合わせください。
担保	不要	不要	原則として融資対象不動産（宅地、建物）に第一順位の抵当権を設定していただきます。
お使いみち	借換資金 （事業資金の借換・負債整理資金の場合はご利用できません。）	本人または2親等以内の親族名義の現在利用中のローン債務の整理・借換資金 （負債の一部を対象とした借換・整理は除きます。また投機目的資金の借換にはご利用できません。）	本人または2親等以内の親族名義の現在利用中のローン債務（住宅ローンを含む）の整理・借換資金 （負債の一部を対象とした借換・整理は除きます。また投機目的資金の借換にはご利用できません。）

※「団体会員の方」とは、東北労働金庫に出資している以下の団体に所属されている構成員の方です。

①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、一定の条件を満たす団体（同一企業の団体に限りまず）

※金利は毎月見直しますが、金利情勢により、月中に変更となる場合があります。ご融資金利は原則としてお申込時ではなくお借入時の金利を適用します。

※負債整理有担保融資については、新規ご融資時（55,000円消費税込）、全額繰上返済時など当金庫所定の手数料がかかります。

【山形県信用金庫協会】

ここでは各信用金庫の取扱商品の概要を紹介しています。
詳細については各信用金庫のホームページをご覧ください。

- 1 山形信用金庫 (<https://www.shinkin.co.jp/y-shinkin/>)
 - ・問合せ先（電話番号等） 山形信用金庫 業務部（023-632-2161）
 - ・「しんきんNEWフリーローン」
 - 融資限度額：500万円以下（1万円単位）
 - 契約期間：3か月以上 10年以内（1か月単位）
 - 利用利率：年5.95%、年9.15%、年10.15%、年12.15%、年14.40%
(固定金利、保証料込み)
 - ・「くらしの応援隊」
 - 融資限度額：10万円以上 500万円以下（1万円単位）
 - 契約期間：10年以内
 - 利用利率：年8.35%、年11.65%、年14.15%（固定金利、保証料込み）
- 2 米沢信用金庫 (<https://www.shinkin.co.jp/yonezawa>)
 - ・問合せ先（電話番号等） 米沢信用金庫 営業推進部（0238-22-3433）
 - ・「アクティブローン」
 - 融資限度額：10万円以上 800万円以下（1万円単位）
 - 契約期間：1か月以上 10年以内（1か月単位）
 - 利用利率：年3.50%、年6.50%、年9.50%、年12.50%（固定金利、保証料込み）
- 3 鶴岡信用金庫 (<https://www.tsuruoka-sk.jp/>)
 - ・問合せ先（電話番号等） 鶴岡信用金庫 営業統括部（0235-22-2587）
 - ・「ふれあっとシンプルローン」
 - 融資限度額：10万円以上 900万円以下（1万円単位）
 - 契約期間：6か月以上 15年以内
 - 利用利率：年7.58%、年10.70%、年13.50%、年14.80%（固定金利、保証料込み）
 - ・「しんきん夢かなえ隊」
 - 融資限度額：10万円以上 1,000万円以下（1万円単位）
 - 契約期間：15年以内
 - 利用利率：年4.5%、年8.0%、年11.0%、年14.8%（固定金利、保証料込み）
- 4 新庄信用金庫 (<https://www.shinjosk.co.jp/>)
 - ・問合せ先（電話番号等） 新庄信用金庫 本店（0233-22-4222）
 - ・「元気100倍ローン」
 - 融資限度額：10万円以上 800万円以下（1万円単位）
 - 契約期間：6か月以上 10年以内（1か月単位）
 - 利用利率：年3.5%、年7.5%、年11.5%、年14.5%（固定金利、保証料込み）
 - ・「得々ローン」
 - 融資限度額：10万円以上 500万円以下（1万円単位）
 - 契約期間：3か月以上 10年以内（1か月単位）
 - 利用利率：年4.5%、年6.5%、年8.0%、年10.0%、年14.0%（固定金利、保証料込み）

【山形県信用組合協会】

ここでは各信用組合の取扱商品の概要を紹介しています。
詳細については直接お問い合わせか各信用組合のホームページをご覧ください。

- 1 山形中央信用組合 (<https://www.yamachuu-ca.co.jp/>)
 - ・問合せ先（電話番号等） 本店（0238-84-2187）及び各営業店
 - ・おまとめローン
融資限度額：500万円以内（1万円単位）
契約期間：15年以内
利用利率：固定金利年14.5%（変動金利も取扱可能です。）
- 2 北郡信用組合 (<https://kitagunshinkumi.jp/index.html>)
 - ・問合せ先（電話番号等） 本部（0237-55-5580）及び各営業店
 - ・おまとめローン
融資限度額：10万円以上1,000万円以内
契約期間：7年以内
利用利率：（固定金利）※詳しくは窓口までお問合せください。
- 3 山形第一信用組合 (<https://www.yamagatadaiichi.com/>)
 - ・問合せ先（電話番号等） 本店（0238-52-1410）及び各営業店
 - ・しんくみおまとめキューピットローン
融資限度額：50万円以上300万円以内（1万円単位）
契約期間：1年以上5年以内
利用利率：固定金利年14.5%（保証料を含みます。）

【山形県銀行協会】

ここでは各銀行の取扱商品の一部について概要を紹介しています。
詳細については直接お問い合わせか各銀行のホームページをご覧ください。

- 1 山形銀行 (<https://www.yamagatabank.co.jp/>)
 - ・問合せ先：0120-170-585
 - ・〈やまぎん〉フリーローン借換コース
融資限度額：10万円以上500万円以内（1万円単位）
契約期間：6か月以上10年以内
利用利率：窓口へお問い合わせください。
- 2 きらやか銀行 (<https://www.kirayaka.co.jp/>)
 - ・問合せ先：0120-220-735
 - ・ゆっくり君
融資限度額：10万円以上500万円以内（1万円単位）
返済期間：15年以内
利用利率：固定（年）3.5%～14.8%（審査によって決定）

- 3 荘内銀行 (<https://www.shonai.co.jp/>)
- ・問合せ先：0120-0922-39
 - ・ドリームコンシェル（フリープラン）
融資限度額：10万円以上500万円以内
契約期間：1年以上10年以内
利用利率：固定（年）4.5%～14.6%（審査によって決定）
- 4 七十七銀行 (<https://www.77bank.co.jp/>)
- ・問合せ先：0120-60-7711
 - ・77フリーローン
融資限度額：10万円以上500万円以内（1万円単位）
契約期間：10年以内（6ヶ月単位）
利用利率：変動金利と固定金利のいずれか※詳しくは窓口までお問合わせください。
- 5 みずほ銀行 (<https://www.mizuhobank.co.jp/>)
- ・問合せ先：0120-3242-86
 - ・みずほ銀行多目的ローン
融資限度額：10万円以上300万円以内（1万円単位）
契約期間：6か月以上7年以内（1か月単位）
利用利率：変動（年）6.025%、固定（年）7.50% ※2025年6月現在
- 6 東邦銀行 (<https://www.tohobank.co.jp/>)
- ・問合せ先：0120-14-8656（ハローサービスセンター）
 - ・＜東邦＞お借換えローン
融資限度額：10万円以上500万円以内（1万円単位）
契約期間：6か月以上10年以内（6か月単位）
利用利率：固定（年）6.75%又は10.05%（審査により決定）

< 多重債務関係相談概要等一覧 >

開催団体名		相談の名称	開催日時	留意事項	申込電話番号	開催場所所在地
山形県弁護士会	山形	多重債務相談	毎週 月～日曜日 13:30～16:30	初回無料	023-635-3648	山形・鶴岡・酒田・米沢・新庄 各地区の担当弁護士の法律事務所
	鶴岡		毎週 月曜日 13:30～16:30	予約制		
	酒田		毎週 金曜日 13:30～16:30	申込受付時間 月・火・木・金曜日 9:00～17:00		
	米沢		毎週 火曜日 13:30～16:30	水曜日 9:00～18:30		
	新庄		随時事務所紹介			
山形県弁護士会	山形法律相談センター	一般法律相談 (多重債務相談)	毎週 月・火・木・金曜日 14:00～16:00 毎週 水曜日 17:00～19:00	30分5,000円＋消費税相当額	023-635-3648	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階
	鶴岡法律相談センター		毎週 金曜日 14:00～16:00	予約制		鶴岡市泉町8-57 鶴岡市勤労者会館内
	酒田法律相談センター		毎週 金曜日 14:00～16:00	申込受付時間 月・火・木・金曜日 9:00～17:00		酒田市緑町19-10 酒田勤労者福祉センター内
	新庄法律相談センター		毎週 水曜日 14:00～16:00	水曜日 9:00～18:30		新庄市住吉町3-8 新庄商工会議所会館内
	米沢法律相談センター		毎週 火曜日 15:00～17:00	法律扶助制度利用可		米沢市塩井町塩野1-1 米沢地区勤労者福祉会館内
山形県司法書士会	司法書士無料相談所	・多重債務相談 ・登記、裁判、供託 等のすべての司法書士法律相談	毎月 第3木曜日 18:00～20:00 ※祝祭日等と重なり休み になる場合があります。	無料 3日前まで要予約 定員10名 申込予約受付時間 (平日) 10:00～12:00 13:00～16:00	023-642-3434 (司法書士会)	(電話相談のため会場はありません)
	司法書士 総合相談センター		随時受付	多重債務に関しては 初回無料・要予約		相談を受ける各会員の事務所

日本司法支援センター山形 地方事務所（法テラス山形）	無料法律相談	毎週 火曜日 10:00～12:00	法律扶助該当者無料 予約制	0503383-5544	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階
東北財務局 山形財務事務所理財課	多重債務相談	毎週 月～金曜日 （祝日、年末年始除く） 8:30～12:00 13:00～16:30	無料・電話相談随時	023-641-5201	山形市緑町2-15-3
山形県消費生活センター	消費生活法律相談	毎月 第2週の水曜日 14:30～16:30	無料・予約制	023-624-0999	山形市松波2-8-1 山形県庁
最上消費生活センター		毎月 第2週の火曜日 13:30～15:30		0233-29-1370	新庄市金沢大道上2034 最上総合支庁
置賜消費生活センター		毎月 第2週の木曜日 13:30～15:30		0238-24-0999	米沢市金池7-1-50 置賜総合支庁
庄内消費生活センター		毎月 第2週の水曜日 13:30～15:30		0235-66-5451	三川町横山袖東19-1 庄内総合支庁
山形市消費生活センター	消費生活法律相談	毎月 第4木曜日 14:00～16:00	無料・予約制 山形市在住・勤・学	023-647-2211 FAX:647-2202	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階
酒田市消費生活センター	法律相談	月2回	無料・予約制 酒田市在住・勤務	0234-26-5726	酒田市本町2-2-45 酒田市役所
ふれあい総合相談所 （山形市社会福祉協議会）	法律相談	毎週 金曜日 13:00～16:00	無料・先着順 山形市在住・勤・学	023-645-8177	山形市城西町2-2-22 山形市総合福祉センター（霞城公民館）
山形さくらんぼの会 （山形クレジット・サラ金被害をなくす会）	多重債務相談	毎週 火曜日 18:00～20:00	無料・面談又は電話	023-633-9353 FAX:633-9353	山形市本町1-7-28 YTプリンスビル4階 401号室
日本貸金業協会山形県支部	多重債務相談 （貸金業務に関する相談・苦情・紛争 解決・貸付自粛申 告の受付）	電話…9:00～17:00 （土・日・祝休日・年末年始 を除く） 面談…ご来訪を希望され る方は事前にご連絡くだ さい	相談対応・苦情処理 は無料 紛争解決手続きは有 料	0570-051-051	山形市諏訪町1-1-1 センチュリープレイス山形8階
山形県警察本部生活環境課	悪質商法相談電話	年中無休 24時間	無料・電話相談	023-642-4477	山形市松波2-8-1 山形県警察本部

※ 平成 19 年 12 月 作成
※ 平成 20 年 9 月 改訂
※ 平成 21 年 4 月 改訂
※ 平成 22 年 5 月 改訂
※ 平成 23 年 5 月 改訂
※ 平成 24 年 5 月 改訂
※ 平成 25 年 5 月 改訂
※ 平成 26 年 5 月 改訂
※ 平成 27 年 5 月 改訂
※ 平成 28 年 4 月 改訂
※ 平成 29 年 6 月 改訂
※ 平成 30 年 6 月 改訂

※ 令和 元 年 6 月 改訂
※ 令和 2 年 6 月 改訂
※ 令和 3 年 6 月 改訂
※ 令和 4 年 6 月 改訂
※ 令和 5 年 6 月 改訂
※ 令和 6 年 6 月 改訂
※ 令和 7 年 6 月 改訂

